

■バーゼルⅡ 第3の柱（市場規律）に基づく開示

銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号。以下「規則」という。）第19条の2第1項第5号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日金融庁告示第15号、いわゆるバーゼルⅡ第3の柱（市場規律））として、事業年度に係る説明書書類に記載すべき事項を当該告示に則り、本章で開示しております。

なお本章中における「自己資本比率告示」及び「告示」は、平成18年3月27日金融庁告示第19号、いわゆるバーゼルⅡ第1の柱（最低所要自己資本比率）を指しております。

定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する事項

イ. 自己資本比率告示第3条又は第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

連結グループに属する会社と連結財務諸表規則に基づく連結範囲に含まれる会社に相違点はありませぬ。

ロ. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は以下の3社です。

- ・ 岳洋産業株式会社（店舗用不動産の賃貸管理業）
- ・ 富士ビジネスサービス株式会社（用度品管理業務）
- ・ 静岡中央信用保証株式会社（信用保証業務）

ハ. 自己資本比率告示第9条又は第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

自己資本比率告示第9条又は第32条が適用される金融業務を営む関連法人等はございませぬ。

ニ. 自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社はございませぬ。

ホ. 銀行法（昭和56年法律第59号。以下「法」という。）第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの及び同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの及び同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社はございませぬ。

ヘ. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は特段ございませぬ。

2. 自己資本調達手段の概要

自己資本調達手段		概要
普通株式	24百万株	完全議決権株式
非累積的永久優先株式	一百万株	
期限付劣後債務	一百万株	

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、良質な資産の積上げと着実な収益の積上げによる内部留保の拡大により十分な自己資本を確保するよう努めているとともに、自己資本比率、Tier1比率等を指標として健全性を評価しております。また、信用

リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク他）等の各種リスクについて、それぞれリスク管理を行っており、それらを把握・評価・モニタリングすることで、リスクに対して自己資本が十分であるかなど充実度を確認しております。

4. 信用リスクに関する事項

イ. 信用リスク管理の方針及び手続きの概要

○リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引相手先の信用状態の悪化等により、与信取引の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクをいいます。

当行では「信用リスク管理規程」に基づき、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理による「個別与信管理」（取引相手先ごとまたは取引ごとに信用リスクの状況を把握・判断）と、銀行全体のポートフォリオにおいて、特定の大口取引、業種、地域、与信形態など、同種のリスクへの過度の与信集中を回避するなど信用リスクの分散を図る「ポートフォリオ管理」（与信資産全体を一つの集合体として捉え、全体として信用リスクの状況を管理すること）を行っています。

「個別与信管理」については、審査部門が個別債務者毎、個別与信票議毎に、信用状況、財務分析、資金使途、返済計画・能力等により適切な与信判断をするとともに、実行後は常に個別債務者の信用状況を把握し、定期的に信用格付を実施し、定期的に経営に報告するなど適切な事後管理に努めています。

「ポートフォリオ管理」は、銀行全体の与信ポートフォリオについて、信用リスク管理部署が、大口個社や大口与信グループ、業種別与信の集中度合等について、定期的にモニタリングを行うことにより、与信集中によるリスクを回避しているとともに、信用リスクの計量化、モニタリング結果を定期的に経営に報告するなど適切な管理に努めています。

※信用格付とは、行内の信用格付制度で、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングなどに利用しています。

○自己査定と償却・引当

自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに債権回収の危険性の度合いに応じて資産分類を行うものです。

当行では、金融検査マニュアル等に即した自己査定基準および償却・引当基準を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っています。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しています。

「破綻懸念先」「破綻先」「実質破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、個別貸倒引当金の計上等を行っています。

ロ. 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

当行では、保有資産のリスク・ウェイトを判定する上で、すべてのエクスポージャーについて以下の4社の適格格付機関を使用しています。なお、証券化エクスポージャーの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・ 「R&I」「JCR」「Moody's」「S&P」

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

当行では、貸出等の与信取引を行うにあたり、返済可能性に関する十分な検証を行っていますが、その上で、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をいただくことがあります。当行が適用している担保や保証の種類としては、担保では預金、有価証券、不動産等があり、不動産担保が大半を占めています。保証では、信用保証協会、政府関係機関、地方公共団体および、債務者の親会社による保証が主となっています。担保・保証の評価や管理等の手続きについては、当行が定める行内規定に基づいて、適切な取扱いを行っております。

また、貸出金と預金の相殺を行う取引としては、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証等を対象としており、行内規定に基づいて手続きをしています。

なお、自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保および適格保証、および、貸出金と自行預金の相殺を、信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しています。適格担保の内容としては自行預金、国債、上場株式等、適格保証の内容としては住宅金融支援機構（前住宅金融公庫）や政府関係機関、地方公共団体の保証などが主なものです。

6. 派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要

当行では、派生商品取引は行っておりません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当行では、証券化取引へのオリジネーターとしての関与はありませんが、投資家として当行以外のオリジネーターによる証券化商品を購入しております。

当行が保有する証券化エクスポージャーに関しましては、裏付資産の状況（デフォルト率、期限前償還比率等）、金利動向、証券化市場の動向、適格格付機関による格付情報等について、資金証券部がモニタリングを行い、運用担当役員並びに経営に対する報告を行っております。

ロ. 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額算出に使用する方式

当行では、「標準的手法」により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額を算出しております。

また、当行は、金融庁告示第19号附則第15条の証券化エクスポージャーに関する経過措置を適用しており、保有証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットについては、原資産に平成5年大蔵省告示第55号と平成18年金融庁告示第19号とを適用した場合の信用リスク・アセット額のうち、いずれか大きい額を上限として計上しております。

ハ. オリジネーターとして関与する証券化取引の会計方針

当行がオリジネーターとして関与する証券化取引はございません。

ニ. 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定には、適格格付機関である「R&I」「JCR」「Moody's」「S&P」の4社の格付を使用しております。なお、証券化エクスポージャーの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っておりません。

8. マーケット・リスクに関する事項

当行では、自己資本比率算出においてマーケット・リスク相当額と準補完的項目の算入はしておりません。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

イ. オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失にかかるリスクをいいます。

当行では、リスクに関する包括的な行内規定である「リスク管理基本規程」において、オペレーショナル・リスクとして、事務リスク、システムリスク、法務リスク（リーガルリスク）、風評（評判）リスク、有形資産リスク、人的リスク、その他オペレーショナル・リスクの7つに分類し、オペレーショナル・リスク管理規程を定め管理しています。

また、個別に行内規定を定め、各リスクについて、それぞれ業務部、システム部、コンプライアンス統括部、経営管理部、人事部等の管理部が個別リスクを管理し、事故データ等の蓄積を行っているほか、リスクを統括する常務会に定期的にリスクの状況に関する報告を行っております。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額算出に使用する手法

当行では、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては「基礎的手法」（注）を採用しております。

（注）「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

10. 出資等に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

出資等のリスク管理につきましては、資金証券部において定期的にリスクを評価し、その状況について運用担当役員並びに経営に対する報告を行っております。

リスク評価の方法としては、上場株式等につきましては、時価評価及び時価評価及び株価変動リスク（注）量を計測し、予め定めた損失限度枠の遵守状況をモニタリングしております。

（注）株価変動リスク…保有株式の株価が10%・20%下落した場合の変動額

11. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

イ. 市場リスクのリスク管理の方針及び手続きの概要

市場リスクとは、金利や為替、株価などの変動によって、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。具体的には、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに分けられます。

当行では、市場リスク量を適切にコントロールするために、資金証券部が市場リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計量可能な市場リスクについては市場リスク量を計測し、また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益がどのように変動するかを試算しています。

資金証券部は、市場リスクの状況について、定期的にALM委員会に報告し、ALM委員会が全体の資産と負債のバランスを管理するための協議内容を経営に報告しております。

ロ. 銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

当行では、銀行勘定（資産・負債勘定のうち、貸出金、預金、有価証券など）における金利リスクについては、ギャップ分析により、金利が変動した際の損益の予想変動額を把握しています。また、有価証券についてはベース・ポイント・バリュー（BPV）（注）による金利リスク量算定も行っています。

（注）BPV…金利が0.01%変化した場合の時価損益の変化

定量的な開示事項

1. 連結自己資本比率の控除項目の対象となる非連結子会社のうち規制上の所要自己資本比率を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する会社はございません。

2. 自己資本の構成及び自己資本比率

自己資本の構成及び自己資本比率については、P.61～62（自己資本比率の状況）に記載しております。

3. 信用リスクに対する所要自己資本の額

（単位：百万円）

	平成19年3月期				平成20年3月期			
	単体		連結		単体		連結	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク(A) (標準的手法)	259,137	10,365	259,185	10,367	269,309	10,772	269,274	10,770
【資産（オン・バランス）項目】計	257,935	10,317	257,983	10,319	267,857	10,714	267,823	10,712
現金	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	354	14	354	14	19	0	19	0
地方三公社向け	24	0	24	0	23	0	23	0
金融機関及び第一種金融商品取扱業者向け	10,666	426	10,666	426	6,735	269	6,735	269
法人等向け	93,304	3,732	93,304	3,732	92,024	3,680	92,024	3,680
中小企業等向け及び個人向け	36,198	1,447	36,188	1,447	34,313	1,372	34,299	1,371
抵当権付住宅ローン	25,297	1,011	25,276	1,011	30,732	1,229	30,720	1,228
不動産取得等事業向け	61,452	2,458	61,452	2,458	67,894	2,715	67,894	2,715
三月以上延滞等	841	33	814	32	842	33	738	29
取立未決済手形	10	0	10	0	10	0	10	0
信用保証協会等による保証付	7,363	294	7,363	294	7,151	286	7,151	286
株式会社産業再生機構による保証付	0	0	0	0	—	—	—	—
出資等	3,609	144	3,589	143	7,516	300	7,496	299
上記以外	11,002	440	11,127	445	13,756	550	13,872	554
証券化（オリジネータの場合）	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化（オリジネータ以外の場合）	1,988	79	1,988	79	1,204	48	1,204	48
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	5,820	232	5,820	232	5,633	225	5,633	225
【オフ・バランス取引等項目】計	1,201	48	1,201	48	1,451	58	1,451	58
原契約期間が1年以下のコミットメント	280	11	280	11	256	10	256	10
原契約期間が1年超のコミットメント	318	12	318	12	650	26	650	26
信用供与に直接的に代替する偶発債務	603	24	603	24	545	21	545	21
（うち借入金の保証）	(603)	(24)	(603)	(24)	(545)	(21)	(545)	(21)
オペレーショナル・リスク（B） (基礎的手法)	18,601	744	18,713	748	18,553	742	18,698	747
総所要自己資本額（A）+（B）		11,109		11,115		11,514		11,518

（注）所要自己資本額＝リスク・アセット×4%

4. 信用リスクに関する事項

●信用リスクに関するエクスポージャーおよび三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

【単体】 (単位：百万円、%) 【連結】 (単位：百万円、%)

	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高								三月以上延滞エクスポージャーの期末残高	
	19年3月期		20年3月期		19年3月期		20年3月期		19年3月期	20年3月期
	貸出金、クレジット及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	貸出金、クレジット及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引				
国内計	477,049	483,113	683	658	36,030	40,267	—	—	1,722	2,562
国外計	999	4,511	—	—	994	4,511	—	—	—	—
地域別合計	478,048	487,624	683	658	37,025	44,779	—	—	1,722	2,562
製造業	49,710	50,906	10	9	—	—	—	—	—	2
農業	626	661	—	—	—	—	—	—	—	—
林業	23	15	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	74	56	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	106	112	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	37,073	37,692	55	61	—	—	—	—	377	46
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	230	221	—	—	—	—	—	—	—	5
運輸業	10,426	10,107	28	29	—	—	—	—	71	62
卸・小売業	41,477	41,579	13	8	—	—	—	—	319	107
金融・保険業	47,040	32,697	—	—	—	—	—	—	40	1,396
不動産業	87,389	98,850	1	0	—	—	—	—	2	141
各種サービス業	53,014	47,271	571	547	—	—	—	—	396	455
国・地方公共団体	1,229	232	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	78,511	90,778	2	2	—	—	—	—	513	344
その他	71,114	76,441	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別計	478,049	487,624	683	658	37,025	44,779	—	—	1,722	2,562
1年以下	101,048	88,281	36	10	—	—	—	—	—	—
1年超3年以下	47,021	40,719	21	7	—	—	—	—	—	—
3年超5年以下	43,312	46,338	5	4	—	—	—	—	—	—
5年超7年以下	36,750	32,011	1	—	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	43,126	52,225	—	—	—	—	—	—	—	—
10年超	161,250	178,153	—	—	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	45,538	49,894	617	636	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	478,049	487,624	683	658	37,025	44,779	—	—	—	—

	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高								三月以上延滞エクスポージャーの期末残高	
	19年3月期		20年3月期		19年3月期		20年3月期		19年3月期	20年3月期
	貸出金、クレジット及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	貸出金、クレジット及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引				
国内計	476,610	482,879	683	683	36,030	40,267	—	—	1,936	2,721
国外計	999	4,511	—	—	994	4,511	—	—	—	—
地域別合計	477,609	487,391	683	683	37,025	44,779	—	—	1,936	2,721
製造業	49,710	50,906	10	9	—	—	—	—	—	2
農業	626	661	—	—	—	—	—	—	—	—
林業	23	15	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	74	56	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	106	112	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	37,073	37,692	55	61	—	—	—	—	377	46
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	230	221	—	—	—	—	—	—	—	5
運輸業	10,426	10,107	28	29	—	—	—	—	71	62
卸・小売業	41,477	41,579	13	8	—	—	—	—	319	107
金融・保険業	47,040	32,697	—	—	—	—	—	—	40	1,396
不動産業	87,389	98,850	1	0	—	—	—	—	2	141
各種サービス業	53,014	47,271	571	547	—	—	—	—	396	455
国・地方公共団体	1,229	232	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	78,297	90,618	2	2	—	—	—	—	728	504
その他	70,888	76,367	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別計	477,609	487,391	683	683	37,025	44,779	—	—	1,936	2,721
1年以下	101,048	88,281	36	10	—	—	—	—	—	—
1年超3年以下	47,021	40,719	21	7	—	—	—	—	—	—
3年超5年以下	43,312	46,338	5	4	—	—	—	—	—	—
5年超7年以下	36,750	32,011	1	—	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	43,126	52,225	—	—	—	—	—	—	—	—
10年超	161,250	178,153	—	—	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	45,099	49,661	617	636	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	477,609	487,391	683	683	37,025	44,779	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャー。

(注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャー。

●信用リスクに関するエクスポージャーに関する期中平均残高

信用リスクに関するエクスポージャーの期中平均残高は、初年度につき、掲載を省略しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、投資損失引当金勘定の期末残高および期中増減額

【単体】 (単位：百万円) 【連結】 (単位：百万円)

		期首残高		当期増減額		期末残高	
		19年3月期	20年3月期	19年3月期	20年3月期	19年3月期	20年3月期
一般貸倒引当金	19年3月期	1,644	—	△295	—	1,349	—
	20年3月期	1,349	—	309	—	1,659	—
個別貸倒引当金	19年3月期	2,204	—	783	—	2,988	—
	20年3月期	2,988	—	168	—	3,157	—
投資損失引当金	19年3月期	330	—	—	—	330	—
	20年3月期	330	—	—	—	330	—
合計	19年3月期	4,179	—	488	—	4,667	—
	20年3月期	4,667	—	478	—	5,146	—

		期首残高		当期増減額		期末残高	
		19年3月期	20年3月期	19年3月期	20年3月期	19年3月期	20年3月期
一般貸倒引当金	19年3月期	1,727	—	△344	—	1,382	—
	20年3月期	1,382	—	279	—	1,662	—
個別貸倒引当金	19年3月期	2,599	—	696	—	3,295	—
	20年3月期	3,295	—	137	—	3,433	—
投資損失引当金	19年3月期	—	—	—	—	—	—
	20年3月期	—	—	—	—	—	—
合計	19年3月期	4,326	—	351	—	4,678	—
	20年3月期	4,678	—	417	—	5,095	—

●個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

【単体】 (単位：百万円) 【連結】 (単位：百万円)

	期首残高		当期増減額		期末残高	
	19年3月期	20年3月期	19年3月期	20年3月期	19年3月期	20年3月期
国内計	2,204	2,988	783	168	2,988	3,157
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別計	2,204	2,988	783	168	2,988	3,157
製造業	37	295	257	44	295	339
農業	9	—	△9	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	—
建設業	385	458	73	△317	458	141
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	3	—	3
運輸業	80	51	△28	△7	51	44
卸・小売業	79	213	133	△57	213	155
金融・保険業	44	93	48	1,146	93	1,240
不動産業	347	325	△21	228	325	554
各種サービス業	1,106	1,481	375	△850	1,481	631
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個人	105	60	△45	△20	60	39
その他	8	8	0	△2	8	5
業種別計	2,204	2,988	783	168	2,988	3,157

	期首残高		当期増減額		期末残高	
	19年3月期	20年3月期	19年3月期	20年3月期	19年3月期	20年3月期
国内計	2,599	3,295	696	137	3,295	3,433
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別計	2,599	3,295	696	137	3,295	3,433
製造業	37	295	257	44	295	339
農業	9	—	△9	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	—
建設業	385	458	73	△317	458	141
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	3	—	3
運輸業	80	51	△28	△7	51	44
卸・小売業	79	213	133	△57	213	155
金融・保険業	44	93	48	1,146	93	1,240
不動産業	347	325	△21	228	325	554
各種サービス業	1,106	1,481	375	△850	1,481	631
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個人	500	367	△132	△51	367	315
その他	8	8	0	△2	8	5
業種別計	2,599	3,295	696	137	3,295	3,433

●業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却			
	単体		連結	
	19年3月期	20年3月期	19年3月期	20年3月期
製 造 業	—	—	—	—
農 業	—	—	—	—
林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱 業	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業	—	—	—	—
卸 ・ 小 売 業	—	—	—	—
金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—
各 種 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—
国 ・ 地 方 公 共 団 体	—	—	—	—
個 人	—	—	—	7
そ の 他	—	—	—	—
業 種 別 計	—	—	—	7

●リスク・ウェイトの区分毎の信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高および資本控除した額

【単体】

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額			
	19年3月期		20年3月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	—	37,410	—	51,241
10%	—	78,396	—	73,763
20%	1,965	40,606	16,416	3,169
35%	—	72,306	—	87,875
50%	4,605	185	6,749	1,613
75%	—	61,226	—	51,692
100%	8,117	171,429	11,014	180,830
150%	—	203	1,949	384
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	△76	—	△164
合 計	14,688	461,688	36,128	450,406

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャー。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限る。
2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれる。

【連結】

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額			
	19年3月期		20年3月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	—	37,410	—	51,241
10%	—	78,396	—	73,763
20%	1,965	40,606	16,416	3,169
35%	—	72,248	—	87,840
50%	4,605	185	6,749	1,613
75%	—	61,213	—	51,673
100%	8,117	171,204	11,014	180,829
150%	—	180	1,949	419
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	△76	—	△164
合 計	14,688	461,370	36,128	450,387

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャー。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限る。
2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれる。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	19年3月期		20年3月期	
	単体	連結	単体	連結
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	4,323	4,323	3,751	3,751
保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	1,937	1,937	4,501	4,501

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引はございません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーはございません。

ロ. 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

●投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	19年3月期		20年3月期	
	単体	連結	単体	連結
住宅ローン債権	1,512	1,512	1,271	1,271
自動車ローン債権	—	—	—	—
カードローン債権	817	817	—	—
リース債権	—	—	—	—
その他	1,604	1,604	601	601
合 計	3,934	3,934	1,872	1,872

●投資家として保有するエクスポージャーのリスク・ウェイト毎の残高及び所有自己資本

【単体】 (単位：百万円)

	19年3月期		20年3月期	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
20%	1,584	12	539	4
50%	1,355	27	473	9
100%	994	39	859	34
自己資本控除	—	—	—	—
合計	3,934	79	1,872	48

【連結】 (単位：百万円)

	19年3月期		20年3月期	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
20%	1,584	12	539	4
50%	1,355	27	473	9
100%	994	39	859	34
自己資本控除	—	—	—	—
合計	3,934	79	1,872	48

●投資家として保有する証券化エクスポージャーのうち、告示第247号の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額
該当ございません。

●自己資本比率告示附則第十五条の適用による信用リスク・アセットの額
該当ございません。

8. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

●銀行勘定における出資等の貸借対照表計上額および時価

【単体】 (単位：百万円)

	19年3月期		20年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	8,747	/	9,083	/
上記に該当しない出資等	1,414	/	1,481	/
合計	10,161	10,161	10,565	10,565

【連結】 (単位：百万円)

	19年3月期		20年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	8,747	/	9,083	/
上記に該当しない出資等	1,064	/	1,131	/
合計	9,811	9,811	10,215	10,215

●銀行勘定における出資等の売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	19年3月期		20年3月期	
	単体	連結	単体	連結
売却損益額	29	29	1,340	1,340
償却額	—	—	64	64

●貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	19年3月期		20年3月期	
	単体	連結	単体	連結
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	5,921	5,921	△252	△252
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—	—	—

9. 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

●金利リスク量と経済価値低下率（アウトライヤー比率）

(単位：百万円)

	19年3月期		20年3月期	
	単体	連結	単体	連結
金利リスク量	0	0	3,981	3,981
経済価値低下率（アウトライヤー比率）	0.00%	0.00%	12.57%	12.57%

(注) 1. 金利リスク量

金利リスクのある銀行勘定（資産及び負債）に200bpの平行移動による上下金利ショックを与え、リスク量（現在価値の変動額）を計測。

（リスク量〔現在価値の変動額〕の算出方法は、修正デュレーション×簿価×200bpにて算出）

※修正デュレーション…金利変動に対する価格の感応度

・上方金利ショック＝運用部門の現在価値は減少、調達部門の現在価値は増加。

・下方金利ショック＝運用部門の現在価値は増加、調達部門の現在価値は減少。

・運用・調達残高や、その平均残存期間の長短により現在価値は変化する。

2. 経済価値低下率（アウトライヤー比率）

バーゼルⅡ第2の柱のアウトライヤー規制における比率。

算出方法…金利リスク量÷（Tier1+Tier2）

3. 19年3月期の金利リスク量及び経済価値低下率（アウトライヤー比率）はプラス数値となっているため、上記の表示となります。